

「第2弾 みんなで応援商品券」取扱い加盟店募集要項

(令和2年度 高山市プレミアム付き商品券)

1. 登録資格

高山市において取扱い加盟店として登録できる事業者は、高山市内に本店（本社）を有し、市内で事業を営む者とする（大手地元食料品店も登録可能）。消費者の混乱を防ぐため、すべての商品（特売品、値引き商品等含む）に利用できるものとする。ただし「7. 取り扱えない商品」に該当するものを除く

※高山市内の事業者がフランチャイズ契約等により店舗展開を行っている場合は、登録時にその経営実態が把握できる契約書等の証拠書類（写し）を提出すること。（前回提出の事業者は不要）

※新型コロナウイルス感染症の影響により、使用期間等を変更する場合があります。

2. 加盟店登録の申し込み

加盟店として登録を行おうとする事業者は、「申請書兼誓約書」を高山市プレミアム付き商品券委員会（以下「委員会」という。）に登録を申し込むこととする（加盟店登録料は無料）。

申し込み期間は令和3年1月25日（月）から開始し（土日祝を除く）、受付時間は午前9時から午後5時までとする。

令和3年2月9日（火）までの申し込み分について、加盟店一覧（冊子）に掲載する。

なお、2月10日（水）以降も加盟店登録は可能。高山商工会議所ホームページにて、加盟店情報を随時更新する。

支店等の複数店舗で加盟する場合は、店舗ごとに加盟店登録を申し込むこととする。

3. 加盟店登録

委員会は、「2. 加盟店登録の申し込み」により申し込みがあった事業所が登録資格を有することを確認の上、当該事業者に対し、取扱加盟店登録証、商品券見本（一般用と大手地元食料品店併用の2種類）と、加盟店であることを表示するポスターを交付する。

ポスターは加盟登録事業所1店舗につき2枚交付する。

（注意）加盟店登録申請書兼誓約書は御社で1部コピーして保管ください。

4. 加盟店登録の取り消し

加盟店が、本要項に違反する行為を行った場合、委員会は当該加盟店の登録を取り消し、その旨を公表するものとし、悪質な場合は当該加盟店に対し損害賠償請求ができるものとする。

5. 商品券の使用期間

商品券の発行総額面は17億4千万円とし、**商品券の使用期間は令和3年2月26日（金）から令和3年5月31日（月）までとする。**

6. 商品券の取扱い

加盟店は、商品券を持参した者に対し、**令和3年5月31日（月）までに限り、券面記載額相当の物品の販売または役務の提供を行う。**

7. 取り扱えない商品

- ・国や地方自治体への支払い（税金、手数料、使用料など）
- ・電気、水道、公共サービス料金、NHK受信料
- ・たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこ
- ・換金性、投機性の高いもの（ビール券、図書カード、ギフト券等の各種商品券（電子マネーを含む）、切手、乗車券（回数券、定期券）、プリペイドカードなど）
- ・出資や債務の支払い
- ・消費の下支えとは言い難い出資、金融商品（宝くじなど）、資産形成、家賃、地代、駐車場など不動産にかかる支払い
- ・車検時の法定費用（自賠責保険料、印紙、自動車重量税）および任意保険料
- ・生命保険料、損害保険料等の保険料の支払い
- ・その他、本事業の趣旨にそぐわないもの

8. 換金時の指定金融機関

委員会の指定する金融機関は、**高山信用金庫、飛騨信用組合、十六銀行、大垣共立銀行、飛騨農業協同組合**の高山市内の各本・支店とする。

9. 換金方法

「6. 商品券の取扱い」の取引により商品券を取得した加盟店は、商品券の裏面に店名および住所を記入し、申請書に記載した指定金融機関に換金を申し出るものとする。

換金の申し出を受け付けた指定金融機関は、商品券の額面を加盟店の指定した口座に振り込むものとする。

換金の申し出期限は令和3年6月30日（水）までとする。

換金手数料は無料とする。

10. 加盟店の責務

加盟店は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 加盟店であることが消費者にわかるよう、見やすい場所に委員会が交付するポスターの掲示を行うこと（ポスターの複写利用可）。
- (2) 商品券の使用期限（令和3年5月31日）まで加盟店を脱退しないこと。
- (3) 通常の注意をもってすれば偽造されたとわかる商品券、不正に使用されていることが明らかなる商品券は受け取りを拒否すること。その際、その事実を委員会に報告すること。
- (4) **自ら商品券を購入し自店舗で使用されたかのように偽り換金する行為等の不法行為をしないこと。**